

韓国の親告罪と反意思不罰罪リスト

法律	条項	罪名	親告罪	反意思不罰罪	児童・青少年被害者 (児童・青少年の性保護に関する法律)	日本の規定	備考
刑法 (1953年制定、 最終改正2010年) (注1)	第107条	外国元首に対する暴行等	—	○ 第110条			
	第108条	外国使節に対する暴行等	—	○ 第110条			
	第109条	外国の国旗、国章の冒瀆	—	○ 第110条			
	第241条	姦通	○ 第241条 第2項	—			「告訴があつて論ずる」の文言
	第260条	暴行・尊属暴行罪	—	○ 第260条 第3項			
	第266条	過失傷害	—	○ 第266条 第2項		○ 親告罪	
	第283条	脅迫・尊属脅迫	—	○ 第260条 第3項			
	第287条	未成年者略取・誘拐	非親告罪	非反意思不罰罪		○ 親告罪	
	第288条 第1項	わいせつ・姦淫目的の略取誘拐	○ 第296条	—		○ 親告罪	「告訴があつて公訴を提起することができる」に文言改正(1995年12月29日)(以下、※)
	第291条	結婚目的の略取・誘拐	○ 第296条	—		○ 親告罪	
	第292条 第1項	略取・誘拐・売買又は移送された者の收受又は隠匿	○ 第296条	—		○ 親告罪	
	第293条 第2項	わいせつ・姦淫目的による略取・誘拐・売買又は移送された者の收受または隠匿	○ 第296条	—		○ 親告罪	
	第297条	強姦	○ 第306条	—	非親告罪 第16条第2号	○ 親告罪	旧・青少年の性保護に関する法律(2000年制定)の2007年8月3日改正により反意思不罰罪化。児童・青少年の性保護に関する法律2010年4月15日改正で非親告罪化。 ※
	第298条	強制わいせつ	○ 第306条	—		○ 親告罪	
	第299条	準強姦、準強制わいせつ	○ 第306条	—		○ 親告罪	
	第300条	第297条乃至第299条の未遂犯	○ 第306条	—		○ 親告罪	
	第302条	未成年者等に対する偽計又は威力による姦淫、わいせつ	○ 第306条	—			
	第303条	業務上威力等による姦淫	○ 第306条	—			
	第305条	13歳未満の者に対する姦淫、わいせつ	○ 第306条	—		○ 親告罪	
	第301条	強姦・強制わいせつ等傷害・致傷	非親告罪	非反意思不罰罪			
	第301条の2	強姦・強制わいせつ等殺人・致死	非親告罪	非反意思不罰罪			
	第304条	婚姻口実その他偽計による姦淫	○ 第306条	—			2009年11月26日 違憲判決 ※
	第307条	名誉毀損	—	○ 第312条 第2項		○ 親告罪	
	第308条	死者の名誉毀損	○ 第312条 第1項	—			※
	第309条	出版物による名誉毀損	—	○ 第312条 第2項		(○ 親告罪)	
	第311条	侮辱	○ 第312条 第1項	—		○ 親告罪	
	第316条	秘密侵害(信書開封)	○ 第318条	—		○ 親告罪	
	第317条	業務上秘密漏示	○ 第318条	—		○ 親告罪	
	第323条	特定親族間の権利行使侵害	特定親族間のみ	○ 第328条 第2項	—		
	第329条	窃盗		○ 第344条	—		○ 親告罪
	第330条	夜間住居侵入窃盗		○ 第344条	—		
	第331条	特殊窃盗		○ 第344条	—		
	第331条の2	自動車等不法使用		○ 第344条	—		※
	第332条	第329条乃至第331条の2の常習犯		○ 第344条	—		
	第347条	詐欺		○ 第354条	—		○ 親告罪
第347条の2	コンピュータ等使用詐欺	○ 第354条		—			
第348条	準詐欺	○ 第354条		—		○ 親告罪	
第348条の2	有料自動施設不正利用	○ 第354条		—			
第349条	不当利得	○ 第354条		—			
第350条	恐喝	○ 第354条		—		○ 親告罪	

法律	条項	罪名	親告罪	反意思不罰罪	児童・青少年被害者 (児童・青少年の性保護に関する法律)	日本の規定	備考		
刑法 (1953年制定、 最終改正2010年) (注1)	第351条	常習犯	特定親族間のみ	○ 第354条	—				
	第352条	第347条乃至第348条の2、第350条及び第351条の未遂犯		○ 第354条	—		○ 親告罪		
	第355条	横領、背任		○ 第361条	—		○ 親告罪		
	第356条	業務上横領と背任		○ 第361条	—		○ 親告罪		
	第357条	背任收贈財		○ 第361条	—				
	第359条	第355条乃至第357条の未遂犯		○ 第361条	—		○ 親告罪		
	第360条	占有離脱物横領		○ 第361条	—		○ 親告罪		
	第362条	盗品取得、あつせん等		○ 第365条1項	—				
	第363条	第362条の常習犯		○ 第365条1項	—				
	第364条	業務上過失、重過失盗品取得、あつせん等		○ 第365条1項	—				
第366条	器物損壊、文書毀棄等	非親告罪	非反意思不罰罪			○ 親告罪(私用文書等毀棄、器物損壊、信書隠匿)			
性暴力犯罪の処罰等に関する特例法 (2010年制定、 最終改正2012年)	第3条	特殊窃盗強姦・強制わいせつ、特殊強盗強姦・強制わいせつ等	非親告罪 性暴力犯罪の処罰等に関する特例法(2010年制定)だけでなく、旧法たる性暴力犯罪の処罰及び被害者保護に関する法律(1994年制定)から非親告罪	非反意思不罰罪					
	第4条	特殊強姦・強制わいせつ、集団強姦・強制わいせつ等					× 非親告罪(集団強姦・集団強制わいせつ)		
	第5条	親族による強姦等							
	第6条	障害者に対する強姦・強制わいせつ等							
	第7条	13歳未満の者に対する姦淫、わいせつ強姦・強制わいせつ							
	第8条	特殊強姦・強制わいせつ等傷害・致傷							
	第9条	(特殊)強姦・強制わいせつ等殺人・致死							
	第10条 第1項	業務上威力等によるわいせつ			○ 第15条	—	非親告罪 第16条第3号		旧・青少年の性保護に関する法律(2000年制定)の2007年8月3日改正により現在の第10条1項(当時の第11条1項)が反意思不罰罪化。
	第11条	公共密集場所でのわいせつ			○ 第15条	—	○ 反意思不罰罪 第16条但書		児童・青少年の性保護に関する法律2010年4月15日改正で第11条、第12条も反意思不罰罪化。児童・青少年の性保護に関する法律2012年2月1日(2012年8月2日施行)の改正で第10条第1項が非親告罪化。
第12条	通信媒体を利用した公然わいせつ行為	○ 第15条	—						
児童・青少年の性保護に関する法律 (最終改正2012年)	第7条	児童・青少年に対する強姦・強制わいせつ等	—	—	非親告罪 第16条第1号		旧・青少年の性保護に関する法律(2000年制定)の2007年8月3日改正により反意思不罰罪化。児童・青少年の性保護に関する法律2010年4月15日改正で非親告罪化。		
	第11条	児童・青少年に対する性売買強要等	—	—	非親告罪				
	第12条	障害者たる児童・青少年に対する姦淫	—	—	非親告罪				

(注1) 刑法典の親告罪や非親告罪の規定は1953年の制定当時より改正なし(文言の改正のみ)。

(注2) 性暴力犯罪の処罰等に関する特例法第3条乃至第9条の非親告罪は、旧法たる性暴力犯罪の処罰及び被害者保護に関する法律(1994年制定)制定当時からのもの。

本表は、宣善花(慶應義塾大学大学院後期博士課程)が作成した表に太田達也が加筆・修正したものである。